

別表第 1 特別控除額表

「鳥取県育英奨学資金貸与事務取扱要領」より

区分	特別の事情	特別控除額		
A 世帯を対象とする控除				
(1)一人親世帯		490千円		
(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	80千円		
	中学校	160千円		
		自宅通学	自宅外通学	
	高等学校	国公立	280千円	470千円
		私立	410千円	600千円
	高等専門学校	国公立	360千円	550千円
		私立	600千円	800千円
	大学	国公立	590千円	1,020千円
		私立	1,010千円	1,440千円
	専修 学校	高等 課程	国公立	170千円
私立			370千円	
専門 課程		国公立	220千円	
		私立	720千円	
(3)障がい者のいる世帯	障がい者1人につき (申請書添付資料：障害者手帳、療育手帳等の写し)	860千円		
(4)長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額 (申請書添付資料：申請する前の年の診療費領収書の写し)			
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額(住居費、光熱水費に限る。) ただし、710千円を限度とする (申請書添付資料：申請する前の年の住居費、光熱水費領収書等の写し)			
(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額 (申請書添付資料：被災を証明する書類及び金額の見積書)			
B 本人を対象とする控除			590千円	

- 備考 1 A欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
- 2 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含めない。
- 3 A欄の「(4)長期療養者のいる世帯及び(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前年に支出した実費とする。
- 4 A欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱・水道費に限る。
- 5 A欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
- 6 B欄は申請者本人のみを対象とした控除である。

別表第 2 所得基準額表

「鳥取県育英奨学資金貸与事務取扱要領」より

世帯人員	令和7年分 所得	備考
1人	6,780千円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200千円を加算する
2人	7,820千円	
3人	8,280千円	
4人	8,550千円	
5人	8,820千円	
6人	9,020千円	
7人	9,220千円	

- 備考 1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表第1の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
- 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。